

三春町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 2 月策定
三 春 町 総 務 課

1 策定の目的

三春町技能労務職員の給与等について、総合的な点検等を実施し、住民の理解が得られ、かつ、適正な給与制度の確立を図っていくための取組方針を策定し、透明性が高い人事行政の運営に資することを目的とします。

2 現状（平成 19 年 4 月 1 日現在）

- (1) 技能労務職員とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。

三春町技能労務職員の職種区分は以下のとおりである。

- ・ 技能労務員…バス運転手、道路維持補修員等
- ・ 調理員…町立保育所、小学校及び中学校の給食員

- (2) 三春町技能労務職員職種ごとの人数・平均給与月額・平均年齢等のデータ

職 種	人 数	平均給与	平均年齢
技能労務員	3 人	325,633 円	57.3 歳
調理員	9 人	267,611 円	55.8 歳
計	12 人	282,117 円	56.2 歳

※平均給与とは給料月額の外に、扶養手当、住居手当、通勤手当等を含めた合計額をいいます。

- (3) 福島県内民間従業員の類似職種データ（総務省統計資料より）

職 種	人 数	平均給与	平均年齢
学校給食員	244 人	259,600 円	43.2 歳
バス事業運転手	120 人	257,200 円	50.5 歳
清掃職員	224 人	261,900 円	41.9 歳
用務員	32 人	178,400 円	52.9 歳
自動車運転手（バス以外）	26 人	246,600 円	54.0 歳
守衛	19 人	298,200 円	56.3 歳
電話交換手	2 人	299,900 円	50.8 歳

(4) 三春町技能労務職員職種ごとの年齢別の人数・平均給与月額等のデータ

職 種	50 歳～ 55 歳未満	平均給与	55 歳～ 60 歳まで	平均給与
技能労務員	1 人	355,600 円	2 人	310,650 円
調理員	4 人	257,925 円	5 人	279,440 円
計	5 人	277,460 円	7 人	288,357 円

(5) その他給与に関する事項（給料表、手当、昇給基準等）等

- ① 給料表は、福島県の技能労務職給料表の3級制に準じている。
- ② 手当については、一般職員に準じた支給方法で、職務の内容と民間類似職種従事者との均衡も考慮して適正な運用を図っている。特別勤務手当の支給はしていない。
- ③ 昇給基準等についても一般職員に準じ、勤務評定により実施している。

3 今後の見直しに向けた基本的な考え方

(1) 民間委託の推進

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下、行政サービスの向上や経費の削減等が見込まれる事務事業等については、民間活力の積極的な活用を図ります。

(2) 指定管理者制度の活用

公の施設について検証を実施し、指定管理者制度の導入が可能な施設については積極的に制度の導入を図ります。

(3) 技能労務職員の退職者不補充

技能労務職員については、退職者の補充は行わないこととし、業務の見直しと一層の効率化に努め、経費の削減を図ります。

(4) 技能労務職員の昇格・昇給基準等

- ① 級別職務分類表に適合しない級への格付け、その他実質的にこれと同一の結果となる不適正な運用については必要な措置を講じます。
- ② 昇格は、能力・実績を重視した勤務評定により実施します。
- ③ 55歳以上職員の昇給について、国と同様に号数の引き下げを行います。
- ④ 技能労務職員の給与については、民間の類似職種に従事する者との均衡にも留意しながら適正に運用します。

4 具体的な取組内容

(1) 民間委託の実施

- ① 学校給食調理場の統合及び調理、配送業務（一部平成20年度より実施予定。）
- ② 町有バス事業の運転業務
- ③ 町道管理事業の補修業務
- ④ その他の事務事業

(2) 指定管理者制度の導入

- ① 養護老人ホーム「三春町敬老園」

5 その他

(1) 三春町技能労務職員の削減による見込職員数

年 度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
4月1日現在職員数	12	7	7	7	6	5	4	3	1	1
定年退職者数	5	0	0	1	1	1	1	2	0	1
年度末職員数	7	7	7	6	5	4	3	1	1	0

※職員の退職状況により、平成19年度末で5名の定年退職があり、その後の定年退職により、平成28年度末で職員が在職しないこととなる予定である。

(2) 取組方針の進行管理

本取組方針の実施状況については、適宜検証を進めながら、「三春町人事行政の運営等の状況」と併せて公表することとし、また、必要に応じて取組方針の見直しを図ります。